

徳島県告示第二百十四号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小松島市	大田浦	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝浦町	生名谷	土石流	
佐那河内村	エウガ西谷	同	
神山町	坂丸 <sup>4</sup>	急傾斜地の崩壊	
美波町	奥地 <sup>上</sup>	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに係する徳島県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）